

在宅医療・訪問看護で使用する機器の購入を支援します！

令和6年度

山形県在宅医療提供体制確保事業費補助金のご案内

山形県では、在宅医療提供体制を確保するため、在宅医療に取り組む医療機関と訪問看護ステーション^{※1}を対象に、医療機器やオンライン診療を行う情報通信機器の整備^{※2}費用の半額を補助します。

※1 補助要綱に記載の条件を満たす必要があります。

※2 在宅医療に必要な医療機器等で、県への補助金の手続き後に整備するものが対象となります。

補助金の概要

下線部が令和6年度に要件を緩和・拡充したもの

補助対象事業者	・新たに在宅医療に取り組む医療機関 ・在宅医療の取組みを拡充する医療機関	・現に在宅医療に取り組んでいる医療機関	・現に訪問看護を行っている訪問看護ステーション
補助率	1 / 2		
補助上限	1 医療機関につき 50 万円 (補助基準額 100 万円)	1 医療機関につき 25 万円^{※3} (補助基準額 50 万円)	1 施設につき 25 万円 (補助基準額 50 万円)
補助対象経費	・在宅医療や訪問看護に必要な医療機器（ポータブルエコー、血液分析装置、小型シリンジポンプ（薬剤注入器）、ポータブルX線撮影装置等） ・オンライン診療の実施・支援に必要な情報通信機器（タブレット、PC等） ・ <u>従事者の安全確保に要する機材（ボイスレコーダー等）</u>		
補助条件	訪問診療等の件数を増加する実施計画（3か年）の提出、毎年度フォローアップ等		
募集期間	令和7年1月頃まで（ただし、予算額に達した時点で募集を終了します。）		

※3 過去に当該補助金の交付を受けた事業者は通算 50 万円まで。なお、在宅療養支援診療所又は病院のうち、①機能強化型（単独又は連携）、②実績加算（在宅療養実績加算 1 又は 2）あり、③在宅療養後方支援病院のいずれかに該当する場合は、通算 200 万円まで。ただし、原則として新規の事業者を優先し、過去に当補助金の交付を受けた事業者には交付決定しない場合があります。

【お問合せ先】

山形県健康福祉部医療政策課 医務企画担当 猪口
TEL: 023-630-3158 FAX: 023-630-2301
Eメール: yiryoseisaku@pref.yamagata.jp

- ・お問合せに迅速に対応できるよう、原則 Eメールでお問合せください。
- ・FAXによるお問合せの際は、裏面の FAX 送信票をご活用ください。

